【ドイツ】裁判手続の電子化に関する法改正―テレビ会議の機会拡大―

海外立法情報課　山岡　規雄

＊2024 年 7 月、ドイツにおいて裁判手続の電子化を促進する法律が公布された。本稿では、このうち、テレビ会議による審理の機会拡大に焦点を当て、改正の経緯及び内容を紹介する。

1　改正の経緯

2024 年 7 月、ドイツにおいて裁判手続の電子化に関し、刑事訴訟法[1]や民事訴訟法[2]など訴訟手続に関する法律を改正する 2 つの法律が公布された。同月 16 日に公布された法律は、主として裁判文書の電子化に関するもの（①）であり[3]、同月 18 日に公布された法律は、主として民事裁判、行政裁判、労働裁判、財政裁判及び社会裁判（社会保障等に関する公法上の裁判）におけるテレビ会議による審理の機会拡大に関するもの（②）であった[4]。

従来、民事裁判において裁判所は、当事者、その代理人等（以下「訴訟参加者」）の申請に基づき又は職権により、テレビ会議による口頭弁論（以下「テレビ弁論」）の実施を、また、訴訟参加者、証人等の申請に基づき法廷外の場所での証人尋問の実施を許可することができた（民事訴訟法旧第 128a 条）。行政裁判等の専門分野の裁判手続を定める法律でも、同種の規定があるか又は民事訴訟法の準用規定が設けられていた。一方、刑事裁判については、直接主義の原則（Unmittelbarkeitsgrundsatz）が比較的厳格に守られ、テレビ会議は、刑の執行猶予に関する事後的な裁判における聴問など例外的な場合に限定されていた（刑事訴訟法第 463e 条）。

2023 年 8 月 23 日、連邦政府は、民事裁判、行政裁判、労働裁判、財政裁判及び社会裁判における更なる情報通信技術の活用を目的とし、テレビ会議の実施の許可に加え、実施の命令の権限を裁判所に付与すること等を内容とする法律案（BT-Drs. 20/8095）を連邦議会に提出した。同年 11 月 17 日、連邦議会は、同案を可決したが、連邦参議院は、同年 12 月 15 日の会議において、裁判官がテレビ会議の申請を拒否する場合には理由を付さなければならないとする規定について、裁判官の裁量権を制限するものであるとの懸念を示し、両院協議会の招集を要請することとした。2024 年 6 月、両院協議会は成案をまとめ、同案は、同月 14 日、連邦議会及び連邦参議院で可決された。改正法（②）は、同月 19 日に施行された。

また、この法律とは別に、連邦政府は、2024 年 4 月 8 日、裁判文書の電子化に関する法律案（BT-Drs. 20/10943）を連邦議会に提出した。この法律案は、文書の電子化を主な内容としていたが、刑事裁判についてテレビ会議の機会を拡大する規定も含んでいた。同年 6 月 14 日、同案は、連邦議会により可決され、同年 7 月 5 日の連邦参議院における会議で両院協議会の招集は要請されず、法律として成立した。改正法（①）は、刑事裁判のテレビ会議に関する規定（2（2）参照。2025 年 7 月 17 日施行）など一部の規定を除き、2024 年 7 月 17 日に施行された。

＊ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 9 月 9 日である。[] 内は筆者による補記である。

[1] Strafprozeßordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 7. April 1987 (BGBl. I S.1074, 1319)

[2] Zivilprozessordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 5. Dezember 2005 (BGBl. I S.3202; 2006 I S.431; 2007 I S.1781)

[3] Gesetz zur weiteren Digitalisierung der Justiz vom 12. Juli 2024 (BGBl. I Nr. 234). 当初紙で管理されていた文書を電子化して管理するハイブリッド文書管理（Hybridaktenführung）の導入、刑事事件等における弁護人等による文書の電子送付義務の範囲の拡大などを主な目的としている。

[4] Gesetz zur Förderung des Einsatzes von Videokonferenztechnik in der Zivilgerichtsbarkeit und den Fachgerichtsbarkeiten vom 15. Juli 2024 (BGBl. I Nr. 237)

2　改正の主な内容

（1）民事裁判等に関する改正

（ⅰ）口頭弁論・証人尋問等に関する改正

今回の改正により、民事裁判においてテレビ弁論を実施し得る場合が明記され、「［テレビ弁論に］適している（geeignet）場合」かつ「十分な［設備等の］能力（Kapazität）がある場合」に実施可能とされた（民事訴訟法第 128a 条第 1 項）。第 1 項の要件が満たされている場合には、裁判長が一部又は全ての訴訟参加者に実施を許可し、又は命令することができ、当該命令の対象者は 2 週間以内に命令に対し異議を申し立てることができる（同条第 2 項）。第 1 項の要件が満たされている場合において、訴訟参加者からテレビ弁論の申請があったときは、裁判長はこれを許可するものとする（同条第 3 項）。この申請の拒否に際しては、理由を述べなければならないとされたが、連邦参議院の懸念（前述 1 参照）を踏まえ、この場合の説明は、「簡潔（kurz）」なものでよいとされた（同項）[5]。証人尋問等についても、今回の改正により、テレビ弁論同様、裁判長がテレビ会議を命令する場合の規定が加わり、テレビ弁論に関する規定が準用されることとなった（同法第 284 条第 2 項）。

（ⅱ）完全仮想テレビ弁論の試行

従来、テレビ会議が許可される場合であっても、裁判官は法廷に在席することが前提とされていた。今回の改正により、民事裁判において裁判官等を含む全ての訴訟参加者が法廷以外の場所で審理を行う完全仮想テレビ弁論（vollvirtuelle Videoverhandlungen）の試行に関する規定が設けられ、連邦政府及び州政府に対し、完全仮想テレビ弁論の試行を許可する法規命令を制定する権限が与えられた（民事訴訟法導入法[6]第 16 条第 1 項）。当該法規命令の有効期限は、2033 年 12 月 31 日までとされた（同条第 2 項）[7]。完全仮想テレビ弁論が許可されるのは、①全ての裁判体構成員[8]が裁判長に対し、テレビ弁論への参加を表明し、②全ての訴訟参加者に対し、テレビ弁論が命令されており、③この命令の対象者から異議が申し立てられていない場合である（同条第 3 項）。完全仮想テレビ弁論の公開は、裁判所内の一般に公開された部屋での当該弁論の中継によって確保される（同条第 4 項）。連邦司法省は、試行に参加した州の関与の下、2024 年 7 月 19 日から 4 年間及び 8 年間、試行の結果を検証する（同法第 17 条第 1 項）。

（2）刑事裁判に関する改正

刑事裁判の上告審において、被告人、弁護人、検察官等が弁護人等の 1 つの執務室等に在室していることを条件として、被告人、弁護人、検察官、附帯私訴の原告（公訴に附帯して訴えを提起した犯罪被害者）等の申請に基づき、裁判長が、テレビ会議による公判を許可する規定が設けられた（刑事訴訟法第 350 条第 3 項）。上告審は、法律審であるため、事実審のように個人から受ける印象は重要ではないとの判断に基づく改正であるとされる[9]。

---

[5] 他の専門分野の裁判についても同様の改正が行われた（労働裁判所法（Arbeitsgerichtsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. Juli 1979 (BGBl. I S.853, 1036)）第 50a 条、社会裁判所法（Sozialgerichtsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 23. September 1975 (BGBl. I S.2535)）第 110a 条、行政裁判所法（Verwaltungsgerichtsordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. März 1991 (BGBl. I S.686)）第 102a 条及び財政裁判所法（Finanzgerichts-ordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 28. März 2001 (BGBl. I S.442, 2262; 2002 I S.679)）第 79 条第 1 項）。ただし、それぞれの裁判の特性から必ずしも民事裁判と同一の制度とはなっていない。

[6] Gesetz, betreffend die Einführung der Zivilprozeßordnung in der im Bundesgesetzblatt Teil III, Gliederungsnummer 3 10-2, veröffentlichten bereinigten Fassung

[7] 改正後の民事訴訟法導入法第 16 条及び第 17 条（試行に関する規定）は、2034 年 1 月 1 日に廃止される。

[8] 合議体による裁判体の場合における全ての裁判官を指す。BT-Drs. 20/80951, S.51.

[9] BT-Drs. 20/10943, S.36.